

平成 20 年の電波利用料見直しにおける主な意見・論点等

	研究会*における主な意見・論点 ※ 平成 19 年電波利用料制度に関する研究会	研究会の主な整理	平成 20 年の電波法改正で講じた措置
電波利用料の用途	<p>(1) 新たな業務に伴う新しい用途の追加及び既存用途を拡充すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力の強化 [電気通信事業者、メーカー] ・携帯電話エリア整備等の充実 [電気通信事業者、地方公共団体] ・地上放送のデジタル化における送受信環境整備 [放送事業者] ・電波監視の充実 [電気通信事業者、個人] ・総合無線局管理ファイルの充実 [電気通信事業者、電気事業者] ・電波環境整備の充実 [電気通信事業者、民間試験機関等] <p>(2) 電波利用料の用途を効率的に運用すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の電波法第 103 条の 2 第 4 項の内容の維持が望ましい。当該内容の拡大解釈により用途が拡大されないようにすべき。 [電気通信事業者] ・電波利用料を負担している無線局免許人の公益に繋がる範囲で実行されることが重要。 [放送事業者] ・電波利用料共益事務費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべき [電気通信事業者、放送事業者] 	<p>ア 電波利用共益費用の上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途の追加に際しては、現行の用途の有効性、効率性も確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮 <p>イ 電波利用共益事務となるものの選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務の定義を現行の「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」で維持し、この趣旨に厳密に則して、これに含まれるものを選定すべき ・携帯電話不感地域解消等の情報通信格差是正事業のうち、「不感地域の解消を電力の小さい無線局の増設により行うことで、電波の出力を上げたり、他の周波数帯を使ったりする必要を無くし、他方で電波の利用を拡大する事務」と解されるものは、これにより、安定的な電波利用に資すること、電波を利用するサービス全体の価値を上げることから、無線局全体の受益の目的に合うと解されるので、電波利用共益事務に該当すると考えられる。 ・このような事務については、 <ol style="list-style-type: none"> ①当該事務のコストが、当該事務により無線局全体に実現する受益に相応しい範囲内である ②負担の配分が電波を利用する者の中で納得できる範囲内で設定されていること が重要である。 	<p>○新しい用途の追加及び既存用途を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線システム普及支援事業の補助対象等を拡大（携帯電話等エリア整備支援事業、地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業） ・無線通信分野での国際標準化に関する国際機関等との連絡調整事務を追加 ・電波に関するリテラシーの向上のための事務を追加 <p>○電波利用料の用途を例示列挙から限定列挙にするとともに、研究開発事務の対象を明確化</p>
電波利用料の負担（料額）	<p>(1) 受益と負担の公平性を確保した料額を設定し、負担のアンバランスを解消すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度の電波利用料予算歳入額において、携帯事業者と放送事業者の負担の間に不均衡が存在するのではないかと [電気通信事業者、自動車メーカー、個人] ・放送事業者は現在使用帯域幅に応じた電波利用料を負担していないので、全体の帯域を勘案した電波利用料を負担すべき [電気通信事業者、個人] ・電波特性及び減免係数を導入すべき [電気通信事業者] ・電波利用者間の負担の公平性を確保する観点からも国等にも電波利用料負担を求めるべき [電気通信事業者、電気事業者、個人] 	<p>ア 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、電波を利用する無線局の免許人等は、利用者・免許形態に関わらず、その費用負担に応じることが原則 ・電波利用料の負担については、電波の経済的価値を勘案したものとする考え方を更に推し進めることが必要、逼迫帯域にある無線局の負担額の決定においては、逼迫対策事業により、安定かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることで、反射的に生じる逼迫帯域の使用に係る電波の経済的な価値の増加についても勘案していくことが必要 <p>イ テレビジョン放送の電波利用料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・a 群（周波数帯域の使用に係る電波の経済的価値を高めるような事務）に要する費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて負担すべき。例えば、携帯電話事業者は 266MHz、テレビ放送事業者は 370MHz 	<p>○地上テレビジョン放送に係る料額について、他の無線システムと同様の考え方に基づいた算定方式に統一し、使用する周波数帯域幅に応じた水準へ 3 年間の段階的な引上げ（デジタル化投資の負担を勘案）</p>

	<p>(2) 無線局の公共性等の配慮を検討すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に高い公共性を有し、電波の有効利用努力を十分行っている [国] ・放送など、非常災害時においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う無線局については公共性を勘案することが適当 [放送事業者] ・救難用無線局の電波利用料の免除を要望 [全国船舶無線工事協会] ・アマチュア局の場合、無線通信技術の発展、向上が目的であり、災害時に非常通信を行うなどの公共性の観点から電波利用料を免除すべき [個人] ・周波数割当計画等により、計画的に他方式に移行を進めている固定業務を行う無線局については電波利用料の据え置きをお願いしたい [電気通信事業者] <p>(3) 免許不要局等における電波利用料の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない [電気通信事業者、自動車メーカー] ・一定の帯域を占有する免許不要局については、受益に応じた負担をすべき [電気通信事業者、個人] 	<p>を現在使用しているため、これらの幅に応じた料額の算定が行われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担額の算定に当たっては、使用周波数帯域幅とは別に、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することとし、その際には時期的な事情も踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当 <p>ウ 国等の無線局における電波利用料負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの電波利用料の徴収は、徴収コストの増を考慮してもなお周波数の有効利用につながる十分な実益が想定されることから、徴収の意味はあると考えられ、原則として、国等の無線局は、電波利用料を負担することが適当 ・非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局について電波利用料を免除又は減額 ・独立行政法人、国立大学法人においては、非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局を引き継いでいるわけでもなく、電波利用料を減免なく負担することが適当 <p>エ 免許不要局における電波利用料負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務は、無線局全体の受益となるものであり、免許不要局であっても、その費用負担に応じることが原則 ・一方で、その検討に当たっては、徴収方法、負担額に対する徴収コスト等について考慮されるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ局と同様の特性係数を適用 <p>○国等の無線局について、一定の要件に該当するものを除き、電波利用料を徴収</p>
電波利用料の制度	<p>(1) 電波利用共益事務の性格を維持すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初からの基本的な考え方である電波利用共益事務の性格を維持すべき [電気通信事業者] <p>(2) 電波の効率的利用を推進するため、一部を国債償還として充当すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的利用を達成するために必要な水準まで各無線局の負担額を引き上げ、従来との差額は国債償還等、国民全体に効率的に還元されるべき [個人] <p>(3) 歳入歳出の適切な連動の仕組みを導入すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる受益と負担のバランスの向上を図り、電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動を図るべき [電気事業者、放送事業者] 	<p>ア 電波利用共益事務の性格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期においても、電波利用共益事務は現行の定義・解釈を維持し、電波利用共益事務による免許人等の受益と負担の関係が全体として保持され、基本的に負担額が用途に係る費用と同額となる現行の考え方を維持すべき。 <p>イ 受益と負担が迅速に連動できる制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな用途を追加する場合に、当該用途により、逼迫帯域における、安定的かつ良好な電波利用環境が維持・改善されることに着目し、電波の経済的価値の変動に応じて無線局ごとの負担比率が迅速に連動して変更できる仕組み（例えば、一定の料額及び用途を政令に定める等）を検討していくことが必要。 	<p>○電波利用共益事務の性格は維持</p> <p>○電波利用料制度の3年ごとの見直し規定を追加</p> <p>○研究開発の成果等の電波利用料の事務の実施状況に関する資料の公表義務を追加</p>